

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

問合せ先 03 - 5803 - 1855

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	保育サービス推進事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区保育サービス推進事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	27	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	9年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	6	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年			
見 直 し の 内 容	とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施									
予 算 科 目	款	項		目		大 事 業		中 事 業		計画事業番号
	5 民生費	4 児童福祉費		1 保育園費		11 保育サービス推進事業		1 保育サービス推進事業		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	区の保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。					
補助事業等の内容	特別保育事業、地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進する取組を行う事業者に対し、当該取組に係る費用の一部を補助する。					
補助対象経費の内容	特別保育事業、地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進する取組に係る費用					
補助事業者等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業					
補助金の算出	☐ 定率 { 補助率 } ☐ 定額 { 補助額 }					
	☐ 補助単価 { 補助単価 単位 } ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 特別保育事業・地域子育て支援事業の各事業で単価を設定し、対象園児数を乗じた金額/月 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	対象事業者への直接連絡により周知					
実績報告書時における使途の確認方法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 { 事業実施に要した金額がわかる資料等 }					
補助・単独の状況	☐ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☒ 補助(区上乗せ有り)		1/2(その他)		10/10(認可) 1/2(その他)	
		上乗せの内容・理由	地域型保育事業について、第三者評価受審費の補助を支給。令和4年度まで認可保育所及び認定こども園のみ対象としていたが、対象者を拡充した。			

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	87	90	89	90
決算(予算)額	146,837	168,953	184,094	205,903
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	137,499	159,377	174,841	193,927
その他	0	0	0	0
一般財源	9,338	9,576	9,253	11,976
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	補助を行うことで区の保育サービスの質の向上に寄与している。
課題	都事業に準じた制度設計となっているため、都が制度変更を行った場合、影響を受けやすい。
今後の方向性	都の動向を注視しつつ、事業効果を見極め、適正な補助となるよう必要に応じて見直しを行う。